財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容
189	地域	5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	低温ガス化装置実証試験事業	低温ガス化装置の実証試験（2ｔ/日）を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取得・整理する。	公募	経済産業省	地域イノベーション創出実証研究補助事業	拡充	低温ガス化技術を導入することで、これまでたい肥化していた家畜排せつ物からエネルギーの獲得が可能となり、エネルギーの自立化が可能なばかりではなく余剰電力の売電が可能となる。また、家畜排せつ物をエネルギー化することで、畜産臭気の原因物質を発生させないことから、畜産臭気対策になる。このようにして、畜産経営を安定させ、エネルギー自立・環境調和型の畜産振興を実現することで、地域の活性化につなげていく。 そのため、補助率2／3の定額補助制度である「地域新産業戦略推進事業」において、補助上限額の撤廃を要望する。
192	地域	5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置普及事業	超省エネルギー炭化・灰化実用機を畜産現場への普及を促進する。	キンセイ産業（株） 県内畜産業者	農林水産省		新規	従来の炭化・灰化装置では800℃以上で処理をすることから、物質中のカルシウムが酸化し強いアルカリ性を示していた。当該装置では、600℃の低温処理により炭酸カルシウムが酸化することなく処理される。また、発酵によるたい肥製造は臭気の原因となる。このようなことから、超省エネルギー炭化・灰化装置は、ほとんどエネルギーを使わずに炭化・灰化処理を行い、従来品と比較して品質に優れる炭化・灰化物を製造するので販売して利益を得られる可能性がある。また、たい肥として発酵させないので畜産臭気対策になることから、畜産経営の安定化と併せて地域の活性化にもつなげられる。 そのため、当該技術を活用した当事業を、「家畜排せつ物の利活用と畜産環境対策」において、支援対象とするとともに、補助上限額の撤廃を要望する。

回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
	担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
1回目	経済産業省地域経済産業G 地域新産業戦略室	地域新産業戦略推進事業 （試行的事業）	Z		実務者協議により、平成25年度は経産省予算を活用予定だが、平成26年度は農水省予算を活用する予定である旨が示された。		a	経済産業省「地域中小企業イノベーション創出補助事業」を活用することとした。		実務者協議において、指定自治体から 平成25年度については、経済産業省の「地域中小企業イノベーション創出補助事業」についても検討している旨が示され、経済産業省からは、どちらの補助事業を活用するかについて、指定自治体の検討が必要との見解が示された。 経済産業省の見解に対して、指定自治体から「地域中小企業イノベーション創出補助事業」を活用するとの見解が示されたため、協議終了。	Ⅴ
2回目											
1回目	農林水産省生産局畜産部畜産企画課	家畜排せつ物の利活用と畜産環境対策	C		平成11年11月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）が施行されたことも踏まえ、同法に基づく管理基準の対象農家に対し、家畜排せつ物処理施設（炭化処理施設を含む）の整備に対する補助事業を措置してきたところ。 これに関し、現在、法の施行から10年以上が経過し、管理基準対象農家のほぼ100％が家畜排せつ物を適正に管理している状況となったことから、家畜排せつ物処理施設の整備に対する補助は平成22年度で終了したところ。		d	超省エネルギー炭化・灰化実用機は、一般的な処理装置ではなく、短期間で排せつ物処理を可能とする新技術を有しており、畜産臭気、余剰たい肥という重要な課題解決を行い、周辺環境の改善を行うものであるため、支援対象として検討いただきたい。 現在は国のバイオマス事業化戦略検討チームが整理した「技術ロードマップ」の中で、「ガス化」は「実証段階」と整理されているが、今後は、事業化段階の技術に達していることを具体的なデータをもとに、協議することとされているため、今後、実証試験のデータを示し協議をお願いする予定である。「技術ロードマップ」へ「低温ガス化」技術を追加するなどして、当実用機の普及支援をお願いしたい。		農林水産省から、家畜排せつ物処理施設の整備に対する補助は平成22年度で終了しているため、対応が困難との見解が示されているが、指定自治体は、超省エネルギー炭化・灰化実用機の普及に関する支援を要望している。 しかし、指定自治体の要望を実現するためには、ガス化技術が事業段階の技術に達していることについて、具体的なデータをもとに協議し、さらに実用化技術であると評価された場合に、支援が可能かどうかの協議が必要であり、今回の協議の中で結論を得ることは、時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。 指定自治体は、平成25年度において炭化・灰化装置の実用化に係る実証試験データを収集整理し、ガス化技術の実用化について、今後農林水産省に明確に説明すること。 農林水産省は、指定自治体から、ガス化技術が実用化・事業化段階であるとのデータが示された際には、改めて協議に応じること。	Ⅳ
2回目											